

東京都

産業廃棄物収集運搬業許可証 第13-10-003982号

許可の年月日	平成 28 年 12 月 1 日
許可の有効年月日	平成 33 年 11 月 30 日
1. 事業の範囲	
(1)業の区分： 収集・運搬（積替え保管を含む）	
(2)産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん （石綿含有産業廃棄物を含む） (以上 14 種類)	
(3)積替え保管できる産業廃棄物の種類 汚泥（廃粉末消火器に限る）、廃プラスチック類（廃粉末消火器及び石綿含有産業廃棄物に限る）、 金属くず（廃蛍光灯及び廃粉末消火器に限る）、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯及び石綿含有産業廃棄物に限る）、 がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る） (以上 5 種類)	
2. 保管・積替施設	
住所：東京都江東区新砂三丁目 1 1 番 3 1 号 積替え保管面積：134.33 m ² 最大保管高さ：1.85m	
産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃粉末消火器に限る）	ドラム缶 9 個： 1.87 m ³
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯に限る）	ドラム缶 9 個： 3.16 m ³
廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物）	コンテナ 3 個： 58.00 m ³
	合計量： 63.03 m ³
3. 許可の条件	
(1)積替え保管を行う産業廃棄物のうち廃粉末消火器及び廃蛍光灯の搬出については、全て自ら行い 他人にこれを委託してはならない。	
(2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 及びその他の関係法令を遵守すること。	
(3)積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。	
4. 許可の更新・変更の状況	
平成 3 年 12 月 1 日	新規許可
平成 28 年 12 月 1 日	更新許可 第 5 回
5. 積替え許可の有無	無
6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無	無